

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県公立高等学校修学支援事業（学び直しへの支援）  
実施要領（抜粋）

高知県公立高等学校修学支援事業（学び直しへの支援）  
実施要領（抜粋）

第1条～第5条 略

第1条～第5条 略

第6条 略

第6条 略

2 削除

2 学び直し支援金の受給を希望しない者は、様式1による不受給申出書を学校長等に提出しなければならない。

2 学校長等は、認定申請書\_\_\_\_\_の提出があったときは、当該認定申請書等に基づき支給要件を確認した上で様式2による認定申請者一覧を作成し、認定申請書等とともに教育委員会に提出しなければならない。

3 学校長等は、認定申請書及び不受給申出書の提出があったときは、当該認定申請書等に基づき支給要件を確認した上で様式2による認定申請者一覧を作成し、認定申請書等とともに教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による認定申請書\_\_\_\_\_の提出があったときは、生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、様式3により当該学校長等に通知するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定による認定申請書及び不受給申出書の提出があったときは、生徒の学び直し支援金の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、様式3により当該学校長等に通知するものとする。

4 略

5 略

第7条～第9条 略

第7条～第9条 略

第10条 削除

第10条 学び直し支援金の受給権者で、所得制限に該当することを予測して前条第1項の収入状況届書等を提出しないものは、様式

第10条～第24条 略

附 則

略  
略  
略  
略  
略

この要領は、令和元年 月 日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

- 1 による不受給申出書を提出しなければならない。
- 2 学び直し支援金の受給権者でない者で、引き続き学び直し支援金の受給を希望しない者は、不受給申出書を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により不受給申出書の提出があった場合の手續等については、受給資格が消滅したものとして、第7条の規定を準用する。

第11条～第25条 略

附 則

略  
略  
略  
略  
略

新

高等学校等学び直し支援金 各種様式一覧

I 資格認定事務関係

【資格認定】

Table with 4 columns: 番号, 文書名, 名義人, 実施要領. Rows include application forms, recognition notices, and withdrawal notices.

【保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出】

Table with 4 columns: 番号, 文書名, 名義人, 実施要領. Rows include income reporting forms and withdrawal notices.

【支給停止等】

Table with 4 columns: 番号, 文書名, 名義人, 実施要領. Rows include withdrawal notices, suspension notices, and re-application forms.

II 支給関係

【都道府県～学校設置者】

Table with 4 columns: 番号, 文書名, 名義人, 実施要領. Rows include application forms, payment decisions, and payment notices.

【都道府県・学校設置者～支給対象者】

Table with 4 columns: 番号, 文書名, 名義人, 実施要領. Rows include payment decisions and notices to recipients.

※県立高等学校においては、学校設置者を県立高等学校と読み替える

旧

高等学校等学び直し支援金 各種様式一覧

I 資格認定事務関係

【資格認定】

Table with 4 columns: 番号, 文書名, 名義人, 実施要領. Rows include application forms, recognition notices, and withdrawal notices.

【保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出】

Table with 4 columns: 番号, 文書名, 名義人, 実施要領. Rows include income reporting forms and withdrawal notices.

【支給停止等】

Table with 4 columns: 番号, 文書名, 名義人, 実施要領. Rows include withdrawal notices, suspension notices, and re-application forms.

II 支給関係

【都道府県～学校設置者】

Table with 4 columns: 番号, 文書名, 名義人, 実施要領. Rows include application forms, payment decisions, and payment notices.

【都道府県・学校設置者～支給対象者】

Table with 4 columns: 番号, 文書名, 名義人, 実施要領. Rows include payment decisions and notices to recipients.

※県立高等学校においては、学校設置者を県立高等学校と読み替える

様式 1

高知県教育委員会 様  
平成 年 月 日

高等学校等学び直し支援金

- 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等学び直し支援金(以下、「学び直し支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。  
(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科せられることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな  
生徒の氏名 姓 名

生徒の生年月日 昭和 平成 年 月 日

生徒の住所 〒 都道府県 市区町村

保護者等の電話番号 電話番号 ( ) -  
生徒が在学する学校の名称 学年 年次

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 学び直し支援金(又はこれに類するもの)の受給について】

◆過去に学び直し支援金を受給したことがない場合、口にレ印を付けてください。

過去の学び直し支援金の受給期間がないため、下記の②に記入はありません。

②過去の学び直し支援金の受給期間	学校名 立	平成 年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日
	学校名 立	平成 年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日

様式 1

高知県教育委員会 様  
平成 年 月 日

高等学校等学び直し支援金

- 受給資格認定申請書（初回時） 高等学校等学び直し支援金(以下、「学び直し支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降） 既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
- 不受給申出書 学び直し支援金の受給資格を辞退し、又は放棄します。  
(上の3つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

◆次の2つの事項を必ず確認の上、申請書又は届出書の場合は両方の口に、申出書の場合は1つ目の口にレ印を付けてください。

- この申請書、届出書又は申出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科せられることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな  
生徒の氏名 姓 名

生徒の生年月日 昭和 平成 年 月 日

生徒の住所 〒 都道府県 市区町村

保護者等の電話番号 電話番号 ( ) -  
生徒が在学する学校の名称 学年 年次

【1. 高等学校等の在学期間について】 (収入状況届出書及び不受給申出書の場合は、記載不要です。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	平成 年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	平成 年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 学び直し支援金(又はこれに類するもの)の受給について】

◆過去に学び直し支援金を受給したことがない場合、口にレ印を付けてください。

過去の学び直し支援金の受給期間がないため、下記の②に記入はありません。

②過去の学び直し支援金の受給期間	学校名 立	平成 年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日
	学校名 立	平成 年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日

新

**【3. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)  7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2)  月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①  **親権者 (両親) 2名分** 両親の課税証明書等を添付する場合

②  **親権者 1名分** (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。)  
(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合 (配偶者控除をうける親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が50万円を超える場合を除く。)

イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない場合

ウ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ⑨親権がない場合は④  
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③  **未成年後見人  名分**  
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④  **生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分**  
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤  **生徒本人**  
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、  
・成人に達している場合、  
・未成年であるが道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

記入上の注意  
3の  
参照

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥  所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦  親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦)にレ印を付けた場合は不要です。  
なお、(1)の課税証明書等の内容が、この事業又は高等学校等就学支援金制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。  
省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略	氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。  
・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別・養子縁組 等)  
・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の変更 等)

**【4. 確認事項】**  
(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを承めます。

この制度において収集する個人情報について、高等学校等就学支援金制度、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (家計の急変への支援) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日  年  月  日 (学校において記入してください。)

旧

**【3. 保護者等の収入の状況について】 (不支給申出書の場合は、記載不要です。)**

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの口にレ印を付けてください。)

4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)  7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)

(2)  月1日時点 (口欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①  **親権者 (両親) 2名分** 両親の課税証明書等を添付する場合

②  **親権者 1名分** (アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。)  
(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。)

ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかなる場合 (配偶者控除をうける親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が50万円を超える場合を除く。)

イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない場合

ウ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ⑨親権がない場合は④  
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③  **未成年後見人  名分**  
親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④  **生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分**  
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤  **生徒本人**  
親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、  
・成人に達している場合、  
・未成年であるが道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

記入上の注意  
3の  
参照

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥  所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦  親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦)にレ印を付けた場合は不要です。  
なお、(1)の課税証明書等の内容が、この事業又は高等学校等就学支援金制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。  
省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略	氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。  
・保護者等に変更があった場合 (離婚・死別・養子縁組 等)  
・収入の状況に変更があった場合 (収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の変更 等)

**【4. 確認事項】**  
(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを承めます。

この制度において収集する個人情報について、高等学校等就学支援金制度、高知県が実施する高等学校等修学支援事業 (家計の急変への支援) 及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日  平成  年  月  日 (学校において記入してください。)

新

様式3（県立）

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇県立  
〇〇〇〇高等学校長 様

〇〇県教育委員会

高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について

貴高等学校に在学する生徒に係る高等学校等学び直し支援金の受給資格について、別添  
のとおり となりましたので 通知します。  
については、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

本件担当  
〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

旧

様式3（県立）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

〇〇県立  
〇〇〇〇高等学校長 様

〇〇県教育委員会

高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について

貴高等学校に在学する生徒に係る高等学校等学び直し支援金の受給資格について、別添  
のとおり（認定しましたので、認定を却下しましたので）通知します。  
については、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

本件担当  
〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

新

様式3（市町村立）

文 書 番 号  
年 月 日

学校設置者 様

〇〇県教育委員会

高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について

〇〇高等学校に在学する生徒に係る高等学校等学び直し支援金の受給資格について、別添のとおり となりましたので 通知します。  
ついては、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

本件担当

〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

旧

様式3（市町村立）

文 書 番 号  
平成 年 月 日

学校設置者 様

〇〇県教育委員会

高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について

〇〇高等学校に在学する生徒に係る高等学校等学び直し支援金の受給資格について、別添のとおり（認定しましたので、認定を却下しましたので）通知します。  
ついては、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

本件担当

〇〇県〇〇課高等学校等就学支援金担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

